

2018年3月2日
コベルコ建機株式会社
コベルコ教習所株式会社

コベルコ教習所株式会社における講習・教習時間不足について(続報)

当社は、昨年12月11日に当社100%子会社であるコベルコ教習所株式会社（以下：コベルコ教習所）において、関係法令で定められた講習・教習時間に対して実際の講習・教習時間が不足していた事案を公表致しました。

このたび、北九州教習センターにおける事案について、監督官庁より業務停止の行政処分を受けました。また、広島教習センターにおける事案につきましては、監督官庁による指示を受け、補講を進めてまいりましたが、対象となる方への補講が完了致しましたので、両事案についてお知らせ致します。

講習・教習時間不足は、各種資格取得ならびにそのための技術・安全の向上を目的とした教習業務に対する信頼を揺るがす行為であり、お客様をはじめ関係者の皆様方には大変ご迷惑をお掛けしますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

記

1. 北九州教習センターでの講習・教習時間不足に対する行政処分と補講について

(1)福岡労働局からの行政処分概要(平成30年3月2日付)

- 以下の技能講習に対する業務停止処分(平成30年3月2日から平成30年5月1日までの2ヶ月間)
対象：床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転、ガス溶接、フォークリフト運転、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転、車両系建設機械(解体用)運転、高所作業車運転、玉掛け
- 平成25年1月5日から平成29年4月17日の期間に、対象となる技能講習・技能特例講習を受講した計9,247名全員に対して、平成30年11月1日までに補講をおこなうこと(改善命令)。

(2)行政処分の対象と今後の補講について

処分は、北九州教習センターにおいて、2013年1月5日から2017年4月17日までの間、昼食前におこなわれていた講習科目の講習時間が不足していたことに対するものです。福岡労働局による監査・指導並びに関係者へのヒアリング等精査の結果、最終的な時間不足の補講対象人数は、延べ16,944名(うち、技能講習9,010名/技能特例講習237名/特別・安全教育7,697名)となります(前回公表時は、延べ23,000名)。

補講につきましては、順次、ホームページ、ダイレクトメールならびにお電話などで、ご案内、ご予約をおこなってまいります。処分対象となった8つの技能講習につきましては、上記業務停止処分期間中の補講はできないため、補講自体は5月2日以降になりますこと、ご了承いただけますようお願い致します。特別教育、安全衛生教育に関しましては、上記処分の対象外であり、処分期間中に係わらず、補講を実施致します。追って個別にご案内をさせていただきます。

(3)現在所有されている資格の取り扱い

弊社からのご連絡後、速やかに補講を受講いただけない場合、当該資格は失効することになります。対象の方々におかれましては大変ご迷惑をお掛け致しますが、補講の受講をお願い致します。

2. 広島教習センターでの講習・教習時間不足に対する補講状況について

移動式クレーン運転実技教習において、誤った教習時間割スケジュールを用いたことにより、2012年4月1日から2017年11月1日の期間に行われた実技教習のうち、特定の人数で行われた場合の1人当たりの実技教習時間が不足していたものです。本件につきましては、遅滞なく広島労働局へ報告をおこない監査を受けた結果、補講実施の指示がありました。その後、補講対象となった方々のご協力もあり、迅速に補講を進め、対象142名全員への補講は既に完了しております。また、2017年11月2日以降の当該教習については、適切な時間割スケジュールに是正のうえ教習を実施しております。

なお、両事案を受けまして全国11か所の教習センターにおける全講習・教習科目において時間不足がなかったかの点検をおこない、現在までのところ、他の事案は確認されておられません。

今回このような事案が発生したことを厳粛かつ重大に受け止め、今後このような事態が再び発生することのないよう、コンプライアンス体制の強化を図るとともに一層の法令遵守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

以上

<※北九州教習センターでの補講の対象となる資格一覧>

<技能講習>

床上操作式クレーン運転
 小型移動式クレーン運転
 ガス溶接
 フォークリフト運転
 車両系建設機械（整地等）運転
 車両系建設機械（解体用）運転
 高所作業車運転
 玉掛け
 車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習

<特別教育>

アーク溶接等
 大径木伐木等
 低圧電気取扱業務
 小型車両系建設機械（整地等）運転
 クレーン運転
 ローラー（締固め用）
 巻上げ機運転
 高所作業車運転
 自由研削といしの取替え等
 酸素欠乏・硫化水素危険作業
 粉じん作業
 石綿使用建築物等解体等
 足場の組立て等作業従事者
 ロープ高所作業
 フォークリフト運転

<安全衛生教育>

職長・安全衛生責任者教育
 刈払機取扱作業
 有機溶剤業務作業従事者
 振動工具取扱作業
 丸のこ等取扱作業
 熱中症予防労働衛生教育

<参考>

○2017年12月11日付 ニュースリリース

「コベルコ教習所株式会社における講習・教習時間不足について」

<https://www.kobelcocm-global.com/jp/news/2017/171211/index.html>

○2018年1月11日付 コベルコ教習所 お知らせ

「広島教習センターで移動式クレーン運転実技教習を受講された受講者の皆様へ
 ～お詫びと補講受講のお願い～」

<https://www.kobelco-kyoshu.com/hiroshima/information/20216>

<会社概要>

会社名：コベルコ建機株式会社

代表取締役社長：榎木 一秀

本社所在地：東京本社：東京都品川区北品川5丁目5番15号（大崎ブライトコア5F）
広島本社：広島県広島市佐伯区五日市港2丁目2番1号

創立：平成11年（1999年10月1日）

資本金：160億円

株主：株式会社神戸製鋼所 100%

事業内容：建設機械、運搬機械の製造、販売並びにサービス

従業員数：1,715名（2017年3月末時点）

会社名：コベルコ教習所株式会社

代表取締役社長：矢仲 徹太郎

本社所在地：千葉県市川市二俣新町17

創立：平成17年（2005年4月1日）

資本金：1,000万円

株主：コベルコ建機株式会社 100%

事業内容：土木・建設機械、運搬機械等のオペレータ資格取得教習業務及び
附帯または関連する一切の事業

従業員数：92名（2017年4月1日時点）

■ 本件に関するお問い合わせ先：

コベルコ建機株式会社　：広報秘書グループ<TEL：03-5789-2112>

■ 教習・講習を受けられた方、補講に関するお問い合わせ先：

コベルコ教習所株式会社

（ホームページURL）：<https://www.kobelco-kyoshu.com/>

（代表）

TEL：078-935-4467

E-mail：shikaku-webmaster@kobelconet.com

（北九州教習センター）

TEL：093-571-1489

E-mail：shikaku-ki@kobelconet.com

〒803-0801 福岡県北九州市小倉北区西港町88-11

（広島教習センター）

TEL：082-848-0088

E-mail：shikaku-hi@kobelconet.com

〒731-3167 広島県広島市安佐南区大塚西1-5-36

*記載されている情報は発表時のもので、予告なく変更される場合があります。